

整理番号 No.1-010

平成 13 年 2 月 5 日 制定 (国空機第 40 号)

平成 23 年 6 月 30 日一部改正 (国空機第 282 号)

令和 4 年 4 月 1 日一部改正 (国空機第 1190 号)

サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名 : 騒音に係る基準の変更 (カットバック方式の新規採用を含む。) に当たっての検査指針

## 1. 目的

本サーキュラーは、騒音に係る基準について、旧基準を適用していた航空機のうち新基準に適合する能力のあるもの及び新基準に適合することが証明されている航空機のうちカットバック方式（離陸後にエンジン推力を減少する方式）を採用せずに証明されている航空機について、カットバック方式を採用した証明を行う場合の検査指針を定めるものである。

なお、本サーキュラーにおいて、「旧基準」とは昭和 53 年 8 月の航空法施行規則改正前の同規則第 36 条の騒音基準を、「新基準」とは平成 9 年 10 月以降に施行されている航空法施行規則附属書第 2 に定める基準をいう。

(注) 平成 14 年 4 月 1 日以降は、航空法第 15 条の規定に基づく航空法施行規則第 23 条の 9 により、「旧基準」で証明を受けている航空機を航空の用に供することができなくなる。

## 2. 適用航空機

次のいずれかに該当すること。

(1) 我が国の騒音に係る証明において旧基準を適用している航空機のうち、製造国政府により国際民間航空条約附属書 16 第 1 卷第 3 章（以下「ICAO 附属書 16 ch.3」という。）又はこれと同等以上の基準に基づいて騒音に係る証明がなされている型式の航空機で、申請者が新基準の適用を希望するもの。

(2) 我が国の騒音に係る証明において新基準を適用している航空機のうち、製造国政府により ICAO 附属書 16 ch.3（カットバック方式を採用したもの）又はこれと同等以上の基準に基づいて騒音に係る証明がなされている型式の航空機で、申請者がカットバック方式を採用して騒音に係る証明を行うことを希望するもの。

(注 1) 我が国の騒音に係る証明において旧基準への適用を証明するに当たり、カットバック方式を採用していない航空機であって、引き続き旧基準を適用するものについてはカットバック方式を採用することは認めない。

(注 2) 同型式の航空機には原則として同一の騒音に係る基準を適用することとしていることから、既に新基準を適用して騒音に係る証明がなされている航空機と同一の型式の航空機については、その後に行う騒音に係る証明の基準は原則として新基準とし、本指針に基づき新基準を適用して騒音に係る証明を行う。ただし、最大離陸重量の相違等により新基準に適合しない場合には、この限りでない。なお、本指針に基づき新基準

を適用して騒音に係る証明を行った航空機については、その後に行う騒音に係る証明の基準は、新基準とする。

### 3. 航空機型式の区分

本指針における航空機の型式は、装備する発動機の型式により細分化して区分したものとする。従って、本指針における同型式の航空機とは、装備する発動機も同型式のものをいう。

### 4. 申請手続き

- (1) 耐空証明検査の申請により処理するものとする。
- (2) 申請書の提出時期は、原則として検査希望時期の 10 日前までに行うこと。

### 5. 申請書に添付する書類及び検査の方法

騒音に係る証明において申請書に添付する書類及び検査の方法は次のとおりとするが、検査に当たっては航空日誌への署名、実機確認等が必要となることから十分な時間的余裕をもって調整を行うこと。

なお、当該騒音に係る検査は航空機の騒音の測定及び航空機の現状についての審査からなるが、本指針が適用となるのは製造国政府により ICAO 附属書 16 ch.3 又はこれと同等以上の基準に基づいた騒音に係る証明が行われた航空機であるため、原則として騒音の測定は行わない。

#### A. 当該航空機に係る審査に関し、次のことを確認する。

- (1) 我が国において、当該航空機と同型式の航空機に対し新基準を適用して（又はカットバック方式を採用して）同証明を行ったことがない場合。

#### イ. 申請書に添付する書類

- ① 騒音値を記載したもの。（ICAO 附属書 16 ch.3 に定めた方法による値又はその他の方法に基づく場合は、ICAO 附属書 16 ch.3 による方法に換算した値で、それぞれ製造国政府の確認のあるもの）
- ② 騒音測定、解析、計算等について記載したもの。（ICAO 附属書 16 ch.3 又はその他の方法によるもので、それぞれ製造国政府により承認されたもの。なお、ICAO 附属書 16 ch.3 以外の方法による場合は、①項の換算した値を求める方法も製造国政府により承認されたものであること）
- ③ 発動機本体及びナセル周辺の減音処理等を図示したもの。
- ④ 騒音に影響を及ぼす修理又は改造に関する技術的記録。

ロ. 仕様審査

- ① 騒音測定、解析、計算等が妥当であり、騒音値が基準内にあることを確認する。
- ② 発動機本体及び減音処理につき図示したもの等が実機と相違ないことを確認する。
- ③ 騒音に影響を及ぼす修理又は改造の有無及び騒音への影響を検査する。
- ④ 検査の結果、航空法施行規則第12条の3第2項に係る運用限界について、飛行規程の改訂が必要と認められる場合は改訂を行う。

ハ. 現状検査

当該航空機の現状が、その仕様と相違ないことを確認する。

- (2) 我が国において、当該航空機と同型式の航空機に対し新基準を適用して（又はカットバック方式を採用して）同証明を行ったことがある場合。

イ. 申請書に添付する書類

- ① 発動機本体及びナセル周辺の減音処理等を図示したもの。
- ② 騒音に影響を及ぼす修理又は改造に関する技術的記録。

ロ. 仕様審査

- ① 修理又は改造の有無及び騒音への影響を検査する。
- ② 発動機本体及び減音処理につき図示したもの等が実機と相違ないことを確認する。
- ③ 初号機に照らして騒音値が基準内にあることを確認する。
- ④ 初号機に照らして、検査の結果、航空法施行規則第12条の3第2項に係る運用限界について、飛行規程の改訂が必要と認められる場合は改訂を行う。

ハ. 現状検査

当該航空機の現状が、その仕様と相違ないことを確認する。

- B. 新たに適用となる騒音に係る事項について、セキュラー No.1-001 付録I-2「飛行規程の作成、管理要領」4-3(6)に従った内容が適切に当該機の飛行規程に記載されていることを確認する。

また、新たに新基準を適用することとした航空機について、変更後の新基準に適合しなくなる発動機の Intermix Operation は当該証明上認められないため、現在 Intermix Operation が認められている発動機のうち新基準に適合しないものを

装着する場合には、航空法第11条第1項ただし書の規定による許可が必要である旨、記載すること。

## 6. 航空日誌への記入

航空日誌への記入については、セキュラーノ.3-021「航空日誌の記入要領」に従って行うこととするが、2. (1)に該当する場合には「適用する騒音に係る基準を新基準(Ch3)に変更」と、2. (2)に該当する場合には「カットバック方式を新規採用」と、それぞれ付記することとする。

### 附則

1. 本セキュラーは、平成13年2月5日より施行する。
2. 本セキュラーは、航空局内部通達として発行されていた内容を、一部変更して、関係者に広く周知するためのセキュラーとして再発行するものである。

### 附則（平成23年6月30日）

1. 本セキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

### 附則（令和4年4月1日）

1. 本セキュラーは、令和4年4月1日から適用する。

本セキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部安全政策課航空機検査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8737

FAX 03-5253-1661